

ハートがたくさんの村づくり Vol.226

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

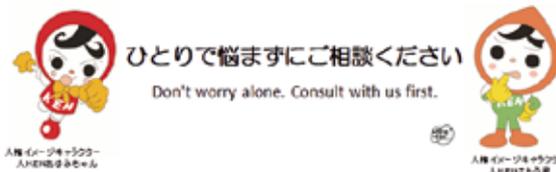
SNSと人権：正しい使い方であん心・安全に

現代社会において、SNSは情報発信やコミュニケーションの手段として欠かせない存在です。しかし、その便利さの裏には多くのリスクが潜んでおり、特に人権に関わる問題は深刻です。SNSは誰でも簡単に情報を発信できる一方で、誹謗中傷や個人情報の流出、プライバシーの侵害といった問題が発生しやすい環境でもあります。他人のプライバシーを侵害するような投稿や虚偽の情報を拡散することは、人権を侵害する行為にあたります。また、これらの行為は法律で罰せられる可能性もあります。

SNSを安全に利用するためには、いくつかのポイントを押さえることが重要です。まず、プライバシー

設定を確認し、自分の情報がどの範囲で公開されているのかを見直しましょう。次に、住所や電話番号、勤務先などの個人情報をSNS上に公開しないようにします。他人のプライバシーを尊重し、他人の写真や情報を投稿する際には、その人の許可を得ることが大切です。また、誹謗中傷を避け、建設的な意見交換を心掛けましょう。

SNSは正しく使えば非常に有益なツールです。私たち一人一人が意識して利用することで、より安全で安心なオンライン環境を作っていきましょう。



電話相談

下記の相談ダイヤルにて、ご相談を受け付けています。

受付時間は、いずれも平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

みんなの人権110番

TEL0570 (003) 110

全国共通の人権相談ダイヤルです。人権について困ったことがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください。

こどもの人権110番

TEL0120 (007) 110

こどもの人権問題に関する専用相談ダイヤルです。通話は無料です。いじめや虐待などで悩んでいたら、お気軽にご相談ください。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111

「盛土規制法」に基づく手続きの要否をご確認ください

本県では、4月1日(火)(予定)から盛土規制法の運用が始まります。

◎盛り土などによる災害から人命を守るために、県全域を原則規制区域に指定します。

◎4月1日(火)(予定)から新たに、規制区域内で、一定規模以上の盛り土・切り土工事や、土砂の仮置きをする場合、事前に許可・届け出が必要です。

◎盛り土などが行われた土地の所有者、管理者、占有

者はその土地を安全な状態に維持する必要があります。土地の安全管理に努めてください。

■現在着手している工事の手続きは？

運用開始前に造成工事に着手し、運用開始以降も継続して行う盛り土・切り土工事や土砂の仮置きは、4月1日(火)(予定)から22日(火)(予定)までの間に、工事内容の届け出が必要です。



県HP

〈問い合わせ〉定住促進課 定住促進係 TEL0967 (67) 2705 県建築課 TEL096 (333) 2542